



2022年5月11日

各 位

会 社 名 ABホテル株式会社
代表者名 代表取締役社長 沓名 一樹
(コード：6565 東証スタンダード・名証メイン)
問合せ先 執行役員 経理部長 大出 章喜
(TEL. 0566-79-3013)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月11日開催の取締役会において、定款の一部変更について、2022年6月29日開催予定の第8期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更理由

- (1) 当社における新たな事業展開を見据え、現行定款第2条の目的を追加するものがあります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり変更するものであります。
 - ①変更案第14条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めると共に書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ②株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ③上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1条 (条文省略) (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～6 (新設)	第1条 (条文省略) (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～6 (現行どおり) <u>7. ソフトウェア業</u>

<p>(新設) (新設) (新設) 7. 上記に附帯する一切の業務</p> <p>第3条～第13条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令で定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第15条～第49条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>8. 駐車場の経営 9. ホテル備品の販売 10. 観光案内業 11. 上記に附帯する一切の業務</p> <p>第3条～第13条 (条文省略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第15条～第49条 (条文省略)</p> <p><u>(附則)</u> 1. 現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月29日

定款変更の効力発生日 上記株主総会開催日

以 上